

ロボット特区実証実験推進協議会 運営細則

(目的)

第1条 ロボット特区実証実験推進協議会（以下「本協議会」という。）規約第18条の規定に基づき、本協議会の運営に関し必要な事項を定め、当該運営を円滑に行うことを目的とする。

(会費の額等)

第2条 会費の額は、会員の区分に応じて、以下のとおりとする。

- (1) 普通会员：入会金5万円 年会費5万円
- (2) 準会員：入会金5万円 年会費3万円
- (3) 学会会員、特別会員、サポーター会員：無料

(入会手続等)

第3条 普通会员として入会し、ロボットの実験を行う者（以下、「実験実施者」という）は、入会申込書の他、実験計画概要書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 入会申込書、実験計画概要書の様式は別途定める。

(実験計画等)

第4条 実験実施者は、実験を行うロボット、日時、場所、実験目的等に関して、概ね6ヶ月間の実験計画書を作成し、会長に提出しなければならない。

(実験報告等)

第5条 実験実施者は、実験が終了した後、実験を行ったロボット、日時、場所、目的の達成度等に関して実験結果報告書を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。

(実験内容に関する機密事項)

第6条 第4条及び前条の規定に関わらず、自社・組織の設計・技術、マーケティング等に関して機密にしなくてはならない事項ならびに実験に先立って自社等の構内における予備実験から得られた設計、製作等に関する知見等については、会長に報告しなくてもよいものとする。

2 会長は、実験実施者の了解がない限り、実験内容に関する事項を公開してはならない。

(ヒヤリハットに関する情報の報告)

第7条 前条の規定に関わらず、実験実施者は、実験中に起こったヒヤリハットに関して状況報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

2 情報の報告は、最低3ヶ月に一度とし、事故等の不測の事態に関する情報は都度報告するものとする。

3 会長は、第1項ならびに前項の状況報告の内容を関係行政機関に報告しなければならない。

(実験検証評価委員会の任務)

第8条 実験検証評価委員会は、会長の委任をうけて、必要に応じて、実験計画、実験報告等の内容に関して、社会的有効性、社会受容性(親和性)、及び実社会におけるロボットの成立性(安全性)の観点から、検証・評価を行うものとする。

(幹事会の任務)

第9条 幹事会は、会長の委任をうけて、次に掲げる事項を行う。

(1) 協議会の事業計画および予算の策定

(2) 各部会等の実験計画についての審議

(3) 協議会の運営に関する必要な細則の策定・審議

2 幹事会は、必要に応じて、任務の一部を事務局長に委任することができる。

3 幹事会は、四半期に一度程度の頻度で開催するものとする。

4 幹事長は、幹事会からの解任要求がない限り、つくば市国際戦略総合特区推進部長とする。

附則

この細則は、規約の効力が発生した日から適用する。